



各位

上場会社名 **株式会社やまねメディカル**

(コード番号 2144 : JASDAQ)

本店所在地 東京都中央区八重洲二丁目7番16号

代表者 代表取締役社長 山根 洋一

問合せ先 管理部長 尾形 寿彦

電話番号 (03)5201-3995

(URL <http://www.ymmd.co.jp/>)

### 持株会社移行に伴う定款一部変更のお知らせ

当社は、2019年5月20日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の当社第17期定時株主総会において持株会社移行に伴う定款一部変更を行うため「定款一部変更の件（発効条件付）」を付議することを審議いたしました。が、継続審議することとなり、本日の取締役会において決議いたしましたのでお知らせいたします。

定款の変更内容は、下記のとおりであります。

#### 記

#### 1. 定款の変更案

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条（条文省略）  （機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2） <u>監査等委員会</u> （3） <u>会計監査人</u>  第5条～第18条（条文省略）  （取締役の選任及び解任） 第19条 当社の取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任並びに解任する。</u>  2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その	第1条～第3条（条文省略）  （機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2） <u>監査役</u> （ <u>削除</u> ）  第5条～第18条（条文省略） （現行通り）  （取締役の選任及び解任） 第19条 当社の取締役は、株主総会において選任並びに解任する。（一部削除）  2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 取締役の解任決議は、本定款第16条第2項の定めるところによる。

(取締役の任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は選任後2年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第21条～第23条 (条文省略)

第24条

第25条～第28条 (条文省略)

第5章 監査等委員会

第29条～第32条 (条文省略)

(新設)

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

4 取締役の解任決議は、本定款第16条第2項の定めるところによる。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。(一部削除)

(削除)

(削除)

第21条～第23条 (条文省略)  
(現行通り)

(削除)

(以下、各1条繰り上げる)

第24条～第27条 (条文省略)

第5章 監査役

(削除)

(監査役の員数)

第28条 当社の監査役は2名以内とする

(監査役の選任及び解任)

第29条 当社の監査役は、株主総会において選任並びに解任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 監査役の解任決議は、本定款第16条第2項の定めるところによる。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第33条～第35条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 平成29年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の監査役(監査役であった者を含む)の行為に関し、会社法第426条第1項の規定及び同427条第1項の規定により締結済みの損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第1項及び第2項の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第32条～第35条 (条文省略) (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>本定款は、令和元年10月1日から発効する</u></p> <p>(現行通り)</p>
--	---

## 2. 定款変更の理由

2019年10月1日をもって当社はSIホールディングス株式会社の完全子会社となり、同年9月27日をもって上場廃止となる予定であります。これに伴い、当社の機関を取締役会及び監査役設置の会社とすることとし、当該事項にかかる所要の条文の変更及び条数の繰り上げを行うものであります。

本件定款変更の効力発生予定日は、2019年10月1日であります。

## 3. 日程

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 | 2019年6月27日(木) |
| (2) 定款変更の効力発生予定日      | 2019年10月1日(火) |

以 上